

彦根市立病院 歯科医師臨床研修プログラム

I. 臨床研修プログラムの名称

彦根市立病院 歯科医師臨床研修プログラム

II. 本プログラムの特徴

本プログラムは法定のプログラムに沿った単独型のプログラムであり、「基本習熟コース」と「基本習得コース」の両方を、病院歯科口腔外科での研修に取り入れつつ、ここで経験できない項目は研修協力施設でカバーできるよう工夫している。

III. 研修目標

1 研修のねらい

- (1) 歯や口腔という局所とともに全身を含めたいわば全人的で基本的な歯科口腔領域の総合診療能力を習得する。
- (2) 医療従事者として望ましい態度と習慣を身につける。
- (3) 生涯研修の第一歩として科学的思考に基いた口腔医療を実践する習慣を身につける。
- (4) 高齢者、有病者、障害者の全身の評価ができ、歯科口腔外科医療を安全に実施できる歯科医師をめざす。
- (5) 病院歯科口腔外科におけるチーム医療を学ぶ。

2 到達目標

臨床歯科医として、患者を全人的に診ることができる総合診療能力を養うために、「基本習熟コース」を自らが確実に実践できることが基本とし、研修後に習熟すべき「基本習得コース」を頻度高く臨床経験する。

3 基本習熟コース

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOL (Quality of Life) に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。
- ③ 地域医療に参画する。

4 基本習得コース

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む。）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。

- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ P O S (Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
- ④ E B M (Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を実践する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。
- ④ 医療連携を説明する。
- ⑤ 医療連携による訪問診療を体験する。

IV. プログラム責任者

歯科・歯科口腔外科部長(統括) 山田剛也

(厚生労働省及び財団法人歯科医療研修振興財団 2004 年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会
修了 平成 16 年 8 月 22 日) (プログラム責任者講習会 修了 平成 25 年 8 月 28 日)

V. 施設の概要

1. 臨床研修施設

施設名	彦根市立病院		
所在地	滋賀県彦根市八坂町 1882 番地		
臨床研修施設長	彦根市立病院	院長・病院事業管理者	金子 隆昭
臨床研修責任者	彦根市立病院	院長・病院事業管理者	金子 隆昭
事務部門責任者	事務局長	西山 武	
指導歯科医	部長(統括)	山田剛也	プログラム責任者

(厚生労働省及び財団法人歯科医療研修振興財団 2004 年度歯科医師
臨床研修指導歯科医講習会 修了 平成 16 年 8 月 22 日)

(プログラム責任者講習会 修了 平成 25 年 8 月 28 日)

部長 前田 康弘 副プログラム責任者

(第 1 回京都大学医学部附属病院歯科医師臨床研修指導歯科医講習会
修了 平成 17 年 5 月 1 日)(プログラム責任者講習会 修了 平成 25 年
8 月 28 日)

医長 齋藤 忠仁

(平成 26 年度日本大学医学部付属歯科病院歯科医師臨床研修指導
歯科医講習会 修了 平成 27 年 1 月 25 日)

医長 横田 裕一

(平成 28 年度日本大学医学部付属歯科病院歯科医師臨床研修指導
歯科医講習会 修了 平成 29 年 2 月 10 日)

2. 研修協力施設

施設名	慶祐会むとう歯科医院 (彦根市西今町 363-5)
研修責任者	武藤 幸夫
施設名	北村歯科医院 (彦根市城町 2 丁目 15-7)
研修責任者	北村 和也
施設名	医療法人やまだファミリー歯科 (彦根市野瀬町 58-2)
研修責任者	山田 賢

研修協力施設において、研修責任者の指導の下、1 次歯科医療機関で行われている歯科診療を実体験することにより、地域医療に関する知識や技能を習得する。

3. 訪問診療先

近江温泉病院 (訪問診療先)、彦根保健所

指導歯科医とともに、脳梗塞や全身的な疾患をもった患者の咬合回復、摂食嚥下障害患者のリハビリテーションを兼ねた歯科治療、回復期の口腔ケアなどを学ぶ。また、保健所では、地域歯科保健を体験するため、フィールドワークを指導医または研修協力施設責任者、行政職とともに実地指導することができる。(希望により随時実施する。)

VI. 研修期間内スケジュール

歯科・歯科口腔外科で 1 年間の研修を行う。ただし、医科と合同のオリエンテーションがある。また、希望により研修協力施設で 1 ヶ月以内の研修を受けることができる。

<週間スケジュール>

	月	火	水	木	金
午前	モーニングカンファ レンス	脳外科合同 回診	病棟回診		病棟回診
	医療面接実地研修 手術見学・介助	医療面接実地研修 手術見学・介助	医療面接実地研修 手術見学・介助	医療面接実地研修 手術見学・介助	医療面接実地研修 手術見学・介助
午後	外来手術見学・介助 専門外来見学	外来手術 見学・介助	外来手術 訪問診療	外来手術	地域診療研修 専門外来見学
		カンファレンス		手術見学・介助	チーム医療に関する勉強会

VII. 研修歯科医の指導体制

1. 病院としてのサポート体制

- 1) 4月（前半2週間）のオリエンテーション
- 2) 臨床病理検討会（CPC）（年間4回）
- 3) 研修医セミナー（月4回）
- 4) その他 院内開催の各種講演会

2. 研修歯科医のための勉強会など

- 1) 講義（CT・MR画像、輸血と輸液、外来手術のコツなど）
- 2) 研修医勉強会（心電図、保険点数、EBM、統計処理、論文の読み方など）
- 3) 研修開始前の相互実習・模型実習（口内法撮影、静脈確保、モニターの見方など）
- 4) テキスト輪読会
- 5) その他自己学習用のビデオ、DVDを用意
- 6) 研修評価ノート（経験症例の記録と自己評価ならびに指導歯科医による評価を記載）

3. 指導歯科医および指導体制

指導歯科医は、臨床経験7年以上の歯科医師からなる。到達目標を達成するために、まず、プログラム責任者から診療概念や姿勢、科学的思考法を説明した後に、歯科口腔外科外来において病歴聴取およびカルテ記載法、患者接遇術について、各指導医のもとでマンツーマンの研修を行う。さらに、各指導医より個々の患者の全身疾患などのテーマを与え、独習、レポート作成、口頭試問、演習等を実施する。

VIII. 研修歯科医の募集ならびに採用方法

- 1) 募集人員 1名
- 2) 募集方法 全国公募

- 3) 選考方法 小論文試験、面接試験
- 4) 募集時期 6月頃から
- 5) 選考時期 7月頃から

IX. 研修医の処遇

- 1. 身分 常勤職員（臨時的任用職員）
- 2. 給与 月額約 34 万円
 - ※ 賞与を含む各年次年棒の平均値を 12 で割ったもの
 - その他、時間外勤務手当、通勤手当支給
- 3. 勤務時間 原則として月曜日～金曜日 8：30～17：15（休憩 60 分）
時間外勤務 あり 当直 なし
- 4. 年次有給休暇 年毎 10 日間
- 5. 保険関係 全国健康保険協会管掌健康保険加入、厚生年金保険加入、雇用保険加入
労働者災害補償保険加入
- 6. 医師賠償責任保険 病院での包括契約あり（個人加入は任意）
- 7. 宿舎 あり、院内室 あり
- 8. 外部研修活動 手当支給なし
- 9. 健康診断 年 1 回

X. 評価

- 1. 研修修了の評価・認定は 各研修歯科医が原則 1 年以内に臨床研修を修了することができよう配慮がなされる。指導歯科医は研修歯科医ごとに到達目標の達成状況を把握し、研修修了後または必要に応じて随時、研修歯科医の評価をプログラム責任者に報告する。また、定期的に研修管理委員会を開いて到達目標の達成状況を報告し、調整する。
- 2. 研修期間中の評価は、形成的評価を行い、フィードバックによって価値ある変化をもたらすことを目的とする。そのため、到達目標に対する個々の達成度の記録は、自己評価のためだけでなく、指導歯科医やプログラム責任者にとっても、研修期間中にどの程度進捗しているかを把握し、早いフィードバックにつなげるために重要である。
具体的には経験症例ごとにサマリーを記録し、自己評価を 4 段階で評価し、その都度、指導医の意見と評価を受ける。なお、患者名、施設名等はイニシャルや ID で表記するなど個人情報保護の面に配慮し、退院サマリーは入院患者記録として添付する。また、講演会、セミナー、勉強会等の記録も必要とするが、一定の簡単な様式でよいものとする。

XI. 修了

研修期間の終了に際し、プログラム責任者は研修管理委員会に対して、研修歯科医ごとの到達目標の達成状況を報告する。この報告に基づき、研修管理委員会は修了認定につい

て評価を行う。達成度の評価は行動目標の達成度評価と臨床歯科医としての適正の評価に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認める。後者については 複数の指導歯科医、複数の研修施設の評価で行う。

なお、次に該当するような研修歯科医については、まずは十分に指導教育を行うこととなるが、改善が見られない時は、研修管理委員会において、未修了・中断と判断されることがある。

- 1) 安心・安全の医療が提供できない場合
- 2) 法令・規則が遵守できない場合